

第78回国民スポーツ大会多久市保険加入要項

1 趣旨

この要項は、多久市で開催する第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」（以下「大会」という。）において、SAGA2024多久市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が加入する保険について必要な事項を定めるものとする。

2 契約

市実行委員会は、保険の内容に応じて、損害保険会社等と保険契約を締結する。

3 保険内容

市実行委員会は、必要に応じて損害賠償責任保険及び傷害保険に加入するものとし、保険の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 損害賠償責任事故

大会期間中等に第三者に対して損害を与え、かつ被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故をいい、損害の種類により次に掲げるものに分類する。

ア 施設賠償事故

競技会場、練習会場、駐車場、案内所等及び会場内外に設置する看板や仮設物等、市実行委員会が所有又は管理運営するもの並びに運営上の過失から生じた事故により第三者の生命、身体、所有物に損害を与え、損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保 険 金 額（支払限度額）		
	一人	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円
対物	—	1, 0 0 0 万円	3, 0 0 0 万円

イ 医師等賠償事故

市実行委員会が管理運営する救護施設等での医療行為及び看護業務等により、第三者の生命、身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保 険 金 額（支払限度額）		
	一人	1 事故	保険期間中
対人	1 億円	1 億円	3 億円

ウ 生産物賠償事故

市実行委員会が提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。

区分	保 険 金 額 (支払限度額)		
	一人	1 事故	保険期間中
対人	3, 0 0 0 万円	3 億円	3 億円

エ 受託物賠償事故

市実行委員会が借り受けた第三者の財物を損壊させたことにより、法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。補償については、原則原形復旧とし、原型復旧できない場合は、同等の物を補償するものとする。

(2) 傷害事故

被保険者が、大会の開催準備若しくは開催業務に従事しているとき、又は当該業務に従事するため自宅若しくは宿泊所を出てから帰宅するまでの往復途上において発生した偶然的事故により、生命及び身体に生じた事故をいう。

被保険者	保 険 金 額 (支払限度額)		
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
競技会役員	2, 5 0 0 万円	5, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
競技役員			
競技補助員			
競技会補助員			

4 適用除外

前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる事故については保険の対象外とする。

(1) 損害賠償責任事故

- ア 故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ その他保険約款上に定めのあるもの

(2) 傷害事故

- ア 保険対象者の故意による事故
- イ 地震、台風等の天災による事故
- ウ 保険対象者の疾病、心神喪失による事故
- エ 保険対象者の自殺、犯罪行為による事故
- オ その他保険約款上に定めのあるもの

5 事故報告

- (1) 大会期間中等に事故が発生したときは、速やかに市実行委員会に事故報告書（様式第1号）を提出するものとする。
- (2) 市実行委員会は、前号の報告を受理したときは、必要に応じて速やかにその旨を保険会社に連絡し、所定の手続を行うものとする。

6 その他

- (1) この要項に定めのない事項は、保険契約に係る賠償責任保険普通保険約款、傷害保険普通保険約款、特別約款及び特約条項の定めるところによる。
- (2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (3) 多久市で開催するSAGA2024競技別リハーサル大会における保険加入の取扱いについては、この要項に準じて実施する。